

【表面】



親展

年金を受け取るために必要な保険料の納付期間が25年から10年になりました！

差出人

**日本年金機構** 〒168-8505  
Japan Pension Service 東京都杉並区高井戸西三丁目5番24号  
宛先不明の場合は上記にご返送ください

年金に関する重要なお知らせです。  
裏面からゆっくり読んでいただくと便利です。

年金を受け取れる可能性があります。  
必ずご確認ください！

- これまで、年金を受け取るためには年金加入期間が25年以上必要でしたが、平成29年8月からは10年に短縮されました。
- お客様の現在の年金加入期間は、右の表のとおりであり、このお知らせは、基礎年金番号に登録されている年金加入期間では、年金を受け取るために必要な期間（10年：120カ月）が確認できない方に送付しています。
- しかしながら、裏面に記載した「受給資格期間」に含むことができる期間や「年金の社会保障協定」に該当する期間がある場合には、年金を受け取れる場合があります。

年金記録にもれはありませんか？

- お客様の過去の履歴や国民年金への加入記録などが日本年金機構が管理している年金の加入期間にきちんと反映しているか、この機会にご確認ください。
- 年金の記録がもれているような場合は、記録の補正をすることができます。
- 年金事務所へのご相談は、ご本人確認ができる書類とこのお知らせをお持ちください。

年金加入期間  
基礎年金番号

までの年金加入期間です。

※ 国民年金加入期間（納付済月数）については、情報が反映されるまで日数がかかるため、月数に不足が生じる場合があります。ご確認ください。

厚生年金保険加入期間（注1）	カ月
船員保険加入期間（注1）	カ月
国民年金加入期間（納付済の月数）	カ月
//（全額免除該当の月数）	カ月
//（4分の3免除該当の月数）	カ月
//（半額免除該当の月数）	カ月
//（4分の1免除該当の月数）	カ月
//（学生納付特例該当の月数）	カ月
//（納付猶予該当の月数）	カ月
//（任意加入未納の月数）（注2）	カ月
//（特定期間の月数）（注3）	カ月
共済組合等加入期間	カ月
<b>年金加入期間合計</b>	<b>カ月</b>

注1 坑内員としての厚生年金保険の加入期間や船員保険の加入期間は、昭和61年3月までは、加入月数を3分の4倍、昭和61年4月から平成3年3月までは、加入月数を5分の6倍して計算しています。

注2 任意加入未納の月数は、国民年金の任意加入期間のうち保険料を納めていない月数を表示しています。任意加入未納期間は参考であり、年金を請求するときに書類による確認が必要です。

注3 特定期間の月数は、本来第1号被保険者である期間が第3号被保険者として算入されており、第1号被保険者として訂正した上で届出された月数を表示しています。

【裏面】

相談窓口の混雑が予想されます

ご相談の際は必ず予約  
のうえ来訪願います



ご予約すると・・・

- ① スムーズに相談できます！
- ② 相談内容にあったスタッフが事前に準備のうえ、丁寧に対応します！

予約の申し込みは「ねんきんダイヤル」へ！  
**0570-05-1165**

（050から始まる電話でおかけになる場合は 02-6700-1165 へ）

（受付時間）

月曜日 午前8:30～午後7:00  
火～金曜日 午前8:30～午後5:15

第2土曜日 午前9:30～午後4:00

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7:00まで相談をお受けします。

※祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

※代理人（二親等以内）の方からお問い合わせいただく場合は、ご本人の基礎年金番号に加え、代理人の方の基礎年金番号も必要となります。

○予約相談希望日の前日まで受付しています。

○ご予約の際は、このお知らせをお手元準備してください。

○ご予約は、お近くの年金事務所でも受付しています。

日本年金機構ホームページでは  
全国の年金事務所の所在地と電話番号をご確認いただけます。

日本年金機構 検索

<http://www.nenkin.go.jp/>

② 水に濡れている場合は、よく乾かしてからおはがしください。

受給資格期間に含むことができる期間があります

表面の「年金加入期間」には記載されていませんが、次の期間は受給資格期間に含めることができます。

- ① 合算対象期間（カラ期間）  
年金を受け取るために必要な加入期間として算入されますが、年金額の計算には含まれない期間です。  
20歳～60歳未満の主な例として次の期間があります。  
・昭和61年3月までの間で厚生年金保険や共済組合等の加入者の配偶者であった期間  
・海外に在住した期間  
・平成3年3月までの間で学生であった期間
- ② 基礎年金番号以外の年金手帳番号で加入していた期間
- ③ 第3号被保険者の未届出期間  
本来、国民年金の第3号被保険者であるにもかかわらず、国民年金の第3号被保険者の届出がないことで、保険料納付済期間とされていない期間  
（届出をすることで、第3号被保険者期間となります。）

今から保険料を納付することで  
年金が受けられる可能性があります。

- 任意加入  
最長70歳まで国民年金に任意加入することができます。任意加入により保険料を納付することで年金加入期間が増え、年金を受け取れる場合があります。
- 保険料の後納（5年後納制度）  
過去5年以内に未納期間または未加入期間（任意加入の対象となる期間を除く）がある方は、平成30年9月までであれば、保険料を後納することができます。  
（当時の保険料額に一定額が加算される場合があります。）

合算対象期間（カラ期間）の例

厚生年金保険 2年	海外在住期間※ （年金制度未加入） 5年	国民年金 3年
--------------	----------------------------	------------

受給資格期間：2年+5年+3年=10年

<解説>

年金に加入していた期間は、「厚生年金保険2年」「国民年金3年」の5年ありますが、この期間のみでは、受給資格期間を満たすことはできません。しかし、海外に在住していた期間が5年あります。この5年は、年金制度に未加入ですが、合算対象期間（カラ期間）として受給資格期間に算入できることから、合計10年となり、受給資格期間を満たすことができます。

※「海外在住期間」は、社会保障協定等に該当しない場合でも、合算対象期間（カラ期間）として受給資格期間に算入されます。

年金の社会保障協定

- 社会保障協定相手国で働いていた期間がある方は、社会保障協定により、それぞれの年金加入期間を相互に満算することができます。これによって日本が、相手国、いずれかの年金を受け取ることができる場合があります。
- 詳しくは、日本年金機構ホームページ「社会保障協定」のコーナーをご覧ください。

日本年金機構 社会保障協定 検索

<http://www.nenkin.go.jp/service/taigai/kyo/ji/shah/kyobu/kyobu-gaiyou/20141125.html>

24時間いつでもどこでも、パソコンやスマートフォンで、年金加入記録を確認できます。

詳しくは「ねんきんネット」ホームページをご覧ください。

[http://www.nenkin.go.jp/n\\_net/](http://www.nenkin.go.jp/n_net/) **ねんきんネット 検索**